

令和7年度特定健康診査受診勧奨はがき作成業務委託（9、1月発送）仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 令和7年度特定健康診査受診勧奨はがき作成業務委託（9、1月発送）

2 業務目的

本業務は、特定健康診査未受診者に対して受診勧奨はがきを作成し、郵送することで、特定健康診査の受診を勧奨し、受診率を向上させることを目的とする。

3 納入場所（委託場所）

市川市南八幡4丁目18番8号 市川市保健部保健センター健康支援課

4 委託期間 令和7年8月6日 ～ 令和8年2月6日

5 業務概要

本業務は、業務の目的に従い、令和7年9月と令和8年1月に発送する特定健康診査未受診者に対する受診勧奨はがき作成に関する以下の各業務を一括して行うものである。

①原案の作成

②受診勧奨はがきの制作・印刷

③提供する電子データによる受診勧奨はがきへの電算印字作業

④指定場所への搬送（納品）作業

6 業務内容

（1）業務計画

受託者は、契約後5日以内に契約から納品に至るまでの業務（作業）スケジュール及び制作に係る組織体制図等（作業場所・作業責任者氏名等を記載した書類）を作成し、委託者に提出するものとする。

(2) 印刷物の種類・規格等

印刷物名称	規格・寸法等	印刷数	備考
勸奨はがき A	・マットコート紙 135 kg ・はがきサイズ：100×148mm ・フルカラー ・両面	8,000 枚	特定健診定期受診者 (過去 3 年間で毎年受診)
勸奨はがき B		8,400 枚	特定健診まだら受診者 (過去 3 年間で 1,2 回受診)
勸奨はがき C		27,600 枚	特定健診未受診者 (過去 3 年間で 1 度も受診歴なし、新規対象者)

(3) 原案の作成

受託者は、原案の作成に当たっての方針等について、委託者と協議の上、決定するものとする。

(4) 印刷物の作成

ア) 印刷物の規格・数量等は、「(2) 印刷物の種類」の通りとする。

イ) 校正については、文字校正を 2 回行うものとする。

(5) 電算印字処理

ア) 前述「(4) 印刷物の作成」で作成した印刷物へ、委託者から提供する光磁気ディスクの外部記憶媒体（以下、「媒体」という。）のデータで電算印字処理（バーコードを含む）を行うものとする。

イ) 電算印字の仕様の詳細は、後述「7 電算印字仕様」の通りとし、印字順序及び印字件数の管理のため、印字データには所定の印字連番が含まれているものとする。

ウ) 処理予定件数

発送月	処理回数	印字処理枚数（予定）
令和 7 年 9 月	1 回	22,000 枚
令和 8 年 1 月	1 回	22,000 枚

(6) 搬送・納品

ア) 成果物の納品場所及び納期は、「8 成果物の規格及び納期等」の通りとする。

イ) 郵送料は委託者が負担するものとする。

7 電算印字仕様

(1) 電算印字の概要

①委託者の電算システムの概要

- ・ メーカー及びシステム名称
(株)両備システムズ 健康かるて
- ・ 使用文字コード
UNICODE (UTF-8)

②利用者定義文字（以下「外字」という。）について

市川市の外字パターンを媒体にて提供するものとする。

市川市の外字パターン登録字数 約3, 100文字

パターンファイルは、UNICODE対応形式（TTEファイル）、またはJEFコード対応形式（TRNSファイル）で提供するものとし、どちらの形式においてもコード変換表データは提供するものとする。なお、変換できない文字はカナ標記とするものとする。

③データの提供

データは、原則としてCSVデータで提供するものとする。

④罫線の電算印字

なし。

(2) データの加工について

原則的に、提供したCSVデータの内容を、委託者が指定する印刷物の位置に印字処理を行うものとする。ただし、コード変換表に基づく文字コード変換はこの限りではない。

また、郵便用のカスタマバーコードについては、提供するCSVデータを基にバーコード変換して印字処理を行うものとする。

データ例)「〒272-0023 市川市南八幡4丁目18番8号」の場合、

↓

「27200234-18-8」というデータで提供するので、このデータをバーコードに変換する処理を行う。

(3) 媒体の提供

媒体の提供は正・副1枚ずつを1式として提供するものとする。

(4) 媒体の返却

原則として、電算印字の処理を終えた媒体はすみやかに委託者へ返却するものとする。

(5) テスト印字について

本電算印字処理の前に、下記〈i〉から〈iii〉までのテスト電算印字を行うものとする。

テスト確認に必要な回数は委託者・受託者協議のもと決定するものとする。

〈i〉 処理予定件数

発送月	印刷物名称	処理回数	テスト処理件数	合計処理件数
令和7年 9月	勸奨はがき A	1回	5件	15件
	勸奨はがき B		5件	
	勸奨はがき C		5件	
令和8年 1月	勸奨はがき A	1回	5件	15件
	勸奨はがき B		5件	
	勸奨はがき C		5件	

〈ii〉 文字の印字状況の確認

委託者から提供する媒体のデータにより、受託者が任意に用意した白紙用紙へ印字処理をする。受託者は印字処理した文字が委託者の提供したデータと同一であることを確認した上で、委託者へ印字処理した紙面を納品するものとする。

〈iii〉 電算印字の位置確認

委託者から提供する媒体のデータにより、作成した印刷物に対して、電算印字処理を行う。受託者は、印字された文字及び罫線が郵送物として扱えるものであることと、印刷物の印刷文字と重ならないことを確認した上で、印字した印刷物を委託者に提出するものとする。

8 成果物の規格及び納期等

(1) 納品場所

(名 称) 市川市保健センター

(所在地) 市川市南八幡4丁目18番8号

(2) 納品・納期等

ア) 納品予定時期

発送月		テスト	本番処理
令和7年 9月	印字データ提供	8月中旬	9月上旬
	納品	8月下旬	9月下旬
令和8年 1月	印字データ提供	12月上旬	1月中旬
	納品	12月下旬	1月下旬

イ) 受託者は、前述「ア) 納品予定時期」に基づき、委託者受託者協議の上定めた納期までに成果品を「(1) 納品場所」へ納品するものとする。

ウ) 「6 業務内容 (5) 電算印字処理」で使用しない印刷物は、委託者の指示に従い、「(1) 納品場所」へ納品するものとする。

エ) 業務終了後は、使用せずに残った印刷物及び提供したデータ類は全て委託者に返却

すること。また、コンピュータ上に移したデータ類は、確実に責任をもって消去するものとする。

(3) 電子データの提出

作成した印刷物の版の電子媒体として、PDFデータを製作し、正・副2枚のCD-Rに入れて「(1) 納品場所 市川市保健センター」へ納品するものとする。

9 提出書類及び報告書

(1) 報告書

受託者は、当該業務に関して次に掲げる報告書を委託者に提出するものとする。

①業務完了報告書（別紙1）

②作業実績報告書

(2) 完了届

全ての業務完了後、(1)の報告書に加えて、完了届（別紙2）を委託期間終了日までに提出するものとする。

10 添付書類

(1) 別紙1 業務完了報告書

(2) 別紙2 完了届

11 成果品に係る著作権等

(1) 成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

ア) 受託者は、委託者に対し、次に掲げる①～④の行為をすることを許諾する。

①成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。

②成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。

③著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

④成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

イ) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

ウ) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア) 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

1 2 その他

- (1) 作業全般について、必要に応じて委託者の職員が立ち会うことがある。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり業務統括責任者を定め、その作業を指揮監督させること。
- (3) 印刷内容、詳細作業日程その他業務の実施に必要な事項については、事前に委託者の担当から提示し、受託者との調整の上実施するものとする。
- (4) 作業期間中のセキュリティ等については、万全を期するものとする。
- (5) 検収については、納品時に納品場所にて行う。ただし、作業期間中、必要に応じて作業現場で行う。
- (6) 業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

業 務 完 了 報 告 書 (第 期支払分)

令和 年 月 日

市 川 市 長

住 所

氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に 令和 年 月 日
おける完了年月日

7. 作 業 報 告 別紙、作業報告書のとおり

完了届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

- ## 2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間
- | | | | | |
|----|---|---|---|----|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | から |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | まで |

6. 完了年月日 令和 年 月 日